

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第72回 (2020年4月1日～2021年3月31日)

個別注記表

ダイヤ通商株式会社

法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.daiya-tsusho.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供している
ものです。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

石油事業……総平均法。但し、油外商品については、最終仕入原価法

専門店事業

サイクルショップ……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、建物及び2016年4月以降取得した建物附属設備、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 5～50年

機械装置および車両運搬具 2～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用期間)

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

修繕引当金……事業用施設の修繕に備えて、当事業年度末における修繕見積額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

（1）繰延税金資産

繰延税金資産 28,591千円

繰延税金負債 9,856千円

差引：繰延税金資産 18,735千円

当社は、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期の課税所得見込み（翌期の事業計画）に基づいて行われます。

新型コロナウイルス感染症の影響については、店舗休業等の影響はありますが、専門店事業における需要の高まりもあり、概ねプラスの影響に寄与すると判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症が当社の将来収益に与える影響やその他将来の不確実な経済条件の変動による影響を客観的に予測することが困難であることから、過去の予算達成率を加味して算定した翌期の課

税所得見込みに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が翌期の業績に大きく影響を与える場合など、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、上記の予算達成率など主要な仮定に影響を与えることから、翌事業年度の計算書類の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産に係る減損損失

減損損失の見積りにおいては、減損の兆候があると認められた資産グループについて、減損テストを実施しております。

①当事業年度末において減損の兆候があると認められた資産グループ

当該資産グループの資産合計	8,374千円
減損損失金額	15,902千円

専門店事業の資産グループ1店舗（ららぽーと豊洲店）について減損の兆候が認められ、減損テストを実施しております。固定資産の回収可能価額の決定にあたっては、使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額を選択しており、使用価値を選択しております。使用価値の見積りにあたっては、当該資産グループから生じる見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値によっております。

見積将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された翌事業年度予算を基礎とし、これを超える期間におけるキャッシュ・フローについては継続成長率2%を採用しております。

使用価値算定に使用した税引前割引率は4.2%を採用しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、店舗休業等の影響はありますが、専門店事業における需要の高まりが継続し、プラスの影響に寄与すると判断しております。

なお、翌事業年度において、当該資産グループにおいて実際に発生したキャッシュ・フローが、見積将来キャッシュ・フローを下回った場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

②当事業年度末において減損の兆候がないと認められた資産グループ

当該資産グループの資産合計	22,862千円
---------------	----------

当事業年度末において減損の兆候がないと認められた資産グループについては減損テストを実施していませんが、専門店事業の資産グループ1店舗について、翌事業年度も継続して営業損失を計上した場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

売	掛	金	29,061千円
建		物	135,837千円
土		地	737,969千円
合		計	938,868千円

担保に係る債務

買	掛	金	40,891千円
未	払	金	2,002千円
合		計	42,893千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 749,181千円

3. 土地の再評価

当社は、「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額より上回っている為、事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額の記載を行っておりません。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

場所	用途	種類
(専門店事業) ららぽーと豊洲店	店舗設備等	建物・その他

当社は店舗別にグルーピングしております。また遊休資産等については個々の物件毎にグルーピングしております。

専門店事業の資産グループ1店舗について減損の兆候が認められ、減損テストを実施しております。固定資産の回収可能価額の決定方法及び採用した割引率については、(会計上の見積りに関する注記)をご参照ください。

減損損失の内訳は、種類別では建物附属設備14,042千円、その他1,859千円でありました。

2. 新型コロナウイルス感染症関連損失

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みとして、政府及び各自治体からの営業自粛要請や緊急事態宣言を受け、当社において店舗の営業を停止した際に、当該営業停止期間中に発生した人件費や減価償却費等を新型コロナウイルス感染症関連損失として特別損失に計上しております。

3. 解決金及び第三者委員会設置調査費用

当社従業員が自死する不幸な事故による第三者委員会の設立および調査費用、その他事故の解決金を、解決金及び第三者委員会設置調査費用として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度期末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	822,200	—	—	822,200
合計 (株)	822,200	—	—	822,200
自己株式				
普通株式 (株)	101,354	—	—	101,354
合計 (株)	101,354	—	—	101,354

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 6月25日 定時株主総会	普通株式	7,208	利益剰余金	10.00	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(2) 当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 6月25日 定時株主総会	普通株式	7,208	利益剰余金	10.00	2021年 3月31日	2021年 6月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、主な原因は税務上の繰越欠損金、減損損失の否認額、貸倒引当金の否認額であり、繰延税金負債の発生は、主な原因は前払年金費用否認額であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額を控除しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て非上場株式であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	309,455	309,455	
(2) 受取手形	22,611	22,611	
(3) 売掛金	210,766	210,766	
(4) 未収入金	6,587	6,587	
(5) 破産更生債権等	40,306	40,306	
貸倒引当金(※)1	△40,306	△40,306	
(6) 買掛金	128,725	128,725	
(7) 未払金	44,584	44,584	
(8) 長期未払金	39,638	39,463	175

(※) 1 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、並びに(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当額価額をもって時価としております。

(6) 買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期未払金

長期未払金の時価については厚生年金基金の事業主負担の納付額の分割加算金の利率が固定金利であるため、納付合計額を新規に行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 投資有価証券(貸借対照表価額3,545千円)、出資金(貸借対照表価額2,087千円)、差入保証金(貸借対照表価額106,258千円)及び長期預り保証金(貸借対照表価額70,171千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記の表への記載を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	156,331	243,361
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	689,112	1,151,046

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調整報告書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項は有りません。

1. 1株当たり純資産額 1,932円12銭

2. 1株当たり当期純利益 21円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割)

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2021年6月24日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 822,200株

今回の分割により増加する株式数 3,288,800株

株式分割後の発行済株式総数 4,111,000株

株式分割後の発行可能株式総数 10,000,000株

③分割の日程

基準日公告日 2021年6月1日（火曜日）

基準日 2021年6月24日（木曜日）

効力発生日 2021年6月25日（金曜日）

④1株当たり情報に及ぼす影響

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

1株当たり純資産額 386円42銭

1株当たり当期純利益 4円20銭

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第5条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

現行定款 変更後定款

(発行可能株式総数)

現行定款

第5条 当社の発行可能株式総数は、200万株とする。

変更後定款

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

③定款変更の日程

取締役会決議日 2021年5月24日

効力発生日 2021年6月25日

(4) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はございません。

②配当について

上記の株式分割は、2021年6月25日を効力発生日としておりますので、2021年3月31日を基準日とする2021年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。